

# 社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会 地域福祉支援員（子育て支援担当）募集案内

世田谷区社会福祉協議会では、“誰もが安心して暮らせるまち・世田谷”を目指しています。  
このたび、社協の事務を担っていただける地域福祉支援員を募集します。

## 1. 採用予定職種

### 地域福祉支援員

地域福祉支援員とは…専門的な知識や一定の経験を有し、次に記載する役割を担う職員を指します。

- (1) 障害者支援、(2) 子育て支援、(3) 地域活動支援、(4) 生活困窮者支援、(5) 権利擁護支援、(6) 日常生活支援担当 (7) その他当協議会が行う事業
- ※この度の募集は、子育て支援の担当者です。

## 2. 採用予定人数

1名

## 3. 応募資格

福祉の仕事に深い理解と熱意を持ち、パソコン操作が行える（ワード、エクセル等の基礎的な操作ができれば可）の者で、次の(1)～(3)のいずれかの要件に該当する者。

- (1) 社会福祉士、精神保健福祉士、看護師、その他福祉に関する資格を有する
- (2) 小中高教員免許、幼稚園教諭、保育士、その他子どもに関する資格を有する
- (3) 社会福祉協議会または行政の福祉機関での現場で3年以上の経験を有する
- (4) 3年以上の福祉的活動または地域活動の経験を有する

## 4. 職務内容

- (1) 相談業務
- (2) 窓口・電話対応・受付業務、関係機関との連絡調整
- (3) 行事等の実施
- (4) その他一般事務

## 5. 勤務地

当法人が運営する世田谷区内の5つの地域事務所（世田谷、北沢、玉川、砧、烏山）のいずれか。  
詳細は、当協議会ホームページをご覧ください。

※住まいに対する通勤の配慮はできませんが、勤務地（配属先）を選ぶことはできません。

## 6. 選考方法

書類審査及び面接による。

## 7. 面接選考実施日

●6月26日（火）9時から12時

会場：世田谷区社会福祉協議会 会議室 ※所在地は **12. 申込・問い合わせ先** 住所です。

## 8. 採用条件

- (1) 雇用期間：平成30年7月1日～平成31年3月31日（更新制度あり）
- (2) 契約更新：雇用期間内の勤務成績が良好である場合は、雇用期間を4回まで更新可能  
4回更新した者は、同一の職に再受験可能
- (3) 基本給：月額189,100円
- (4) 各種手当等：本会の規定により、通勤手当（限度額55,000円/月額）・  
超過勤務手当を支給する。※昇給・賞与・退職金なし
- (5) 勤務時間：午前8時30分～午後5時15分
- (6) 勤務日数：月16日
- (7) 休日：その他勤務の指定のない日
- (8) 有給休暇：本会の規定により、付与する。※前年度の4月の新規採用者の実績15日
- (9) 社会保険等：全国健康保険協会管掌健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険
- (10) 定年：65歳

## 9. 応募方法

以下の書類を下記の応募期限までに、申込先に郵送、或いはお持ちください。

- (1) 市販の履歴書  
(写真貼付。必ず志望動機をご記入ください。)
- (2) 資格証明書の写し
- (3) 課題レポート「子育て業務に従事するにあたって」  
(400字詰原稿用紙1枚で作成してください。)
- (4) 返信先の住所・氏名を記入した封筒  
(長3号封筒に242円分の切手を貼付のこと)  
※ご提出いただいた書類の返却はできませんので、予めご承知おきください。

## 10. 応募締切

**平成30年6月21日（木）午後3時まで**に必着のこと（持込可）

※応募書類を入れた封筒の表に「地域福祉支援員 応募書類在中」と朱書きのこと。

## 11. 最終決定

面接選考後に郵送予定

## 12. 申込・問い合わせ先

〒157-0066 世田谷区成城6-3-10 成城6丁目事務所棟4階（小田急線「成城学園前」駅徒歩3分）

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会 企画総務課 採用担当 宛

TEL:03(5429)2208 FAX:03(5429)2204

※問い合わせ時間：月～金（土・日・祝祭日休） 午前8時30分～午後5時15分



**世田谷区社会福祉協議会**

● 支えあい ● 心をつなぐ ● 合い言葉 ●